

事業所内保育施設の設置に向けた 検討について（イメージ）

事業所内保育施設の設置に向けた検討について(イメージ)

保育施設の形態を検討

1. 設置方法を検討する。 →
 - A 自社単独設置・利用
 - B 自社設置で、他企業と共同利用
 - C 複数企業での共同設置・利用 + 地域枠の活用
「B」、「C」の場合、事前に十分に協議することが重要。
2. 運営方法を検討する。 →
 - D 自社での直接運営
 - E 保育事業実施者等へ運営委託
3. ニーズの把握をする。 → 保育施設の設置に当たり、預かる子供の年齢、開所時間などのニーズを調査する。
4. 保育施設の設置方法等を決定。 → 地方自治体に、認可外保育施設として設置することを相談してください。
建築基準法、消防法や食品衛生法などの各種法令や各自治体の建築物に関する条例等を遵守する必要があります。

設置場所の検討

1. 設置場所を検討する。

- A 自社内での設置
- B 駅前などの交通の便の良い地域での設置
- C 従業員が住んでいる地域での設置
- D 他の企業施設内での設置 など

建物によっては、用途変更手続きが必要な場合がありますので、事前に自治体へ確認をしてください。

2. 構造設備・広さと定員を検討

- E 児童1人あたりの必要面積(1)、必要な設備(2)等をもとに、必要となる面積・構造が確保できる場所が必須です。
- F 建築基準法、消防法等の各種法令や各自治体の建築物に関する条例等を遵守できる場所である必要があります。

1 1人あたり必要面積

乳児室(1.65㎡)、ほふく室(3.3㎡)
定員が20名以下の場合、ともに3.3㎡
保育室、遊戯室(1.98㎡)
屋外遊戯場(3.3㎡)

2 構造設備

保育施設ですので、保育室(遊戯室、乳児室、ほふく室)、便所(大人用は不可)、調理室(調理設備)、屋外遊戯場(満2歳以上)、非常口等が必要となります。
屋外遊戯場が施設敷地内に設置できない場合、付近に代替地となる公園、寺社境内などが必要です。

その他

保育施設の形態を検討

+

設置場所の検討

上記2つの検討を進める中で、

整備に要する費用(建築費、修繕費など)

運営に係る費用(人件費、管理費や消耗品費など)

その他、助成金対象外となる費用(外構、遊具、備品など)

を試算しつつ、『継続して運営することが可能』かといった検討をする必要がある。

